

■群馬県甘楽町地域おこし協力隊募集要項

(移住コーディネーターを1名募集します)

<p>業務概要</p>	<p>当町では、人口減少に歯止めをかけるため、町に移住・定住を希望する者に対して、情報提供や相談対応など移住・定住に向けた支援を行うための移住コーディネーターとして活動する方を募集します。主な業務は次のとおりです。</p> <p>(1) 移住定住の促進 移住に係る相談対応及び移住後のフォローアップ 移住・定住のための空き家の利活用や空き家バンクの登録促進 移住定住業務に関する関係機関との連絡調整業務 甘楽町で暮らすガイドブックの作成 移住体験住宅(甘楽亭)の管理</p> <p>(2) 甘楽町の情報収集・情報発信 移住促進に向けたHPやSNS等による情報発信 移住フェア等での広報活動及び相談対応 地域活動やイベント等への参加やSNS等を通じて自身の活動を発信</p>
<p>募集対象</p>	<p>下記(1)～(9)全ての要件を満たす方</p> <p>(1) 年齢20歳以上、45歳以下の方 (2) 3大都市圏及び都市地域等から、甘楽町へ住民票を移動させて、甘楽町内に居住できる方 (3) 普通自動車運転免許を取得し、日常的に利用されている方 (4) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方 (5) 甘楽町の魅力を発信し、移住定住を希望する方の相談及び空き家等の紹介を親切にできる方 (6) 活動期間終了後も甘楽町に定住する意思のある方 (7) 地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、まちを元気にするために意欲的に行動できる方 (8) 町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方 (9) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方</p>
<p>募集人数</p>	<p>1名</p>
<p>勤務時間</p>	<p>勤務日数 : 原則月20日勤務 勤務時間 : 1日7時間45分を基本としますが、活動状況により変動します。</p>
<p>任用期間</p>	<p>(1) 「甘楽町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき甘楽町地域おこし協力隊として甘楽町長が委属します。 (2) 委嘱期間は1年とし、最長3年まで延長することができるものとします。 (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。</p>
<p>給与・賃金等</p>	<p>月額 200,000円(予定) ※その他、賞与、時間外手当、退職手当等は支給しません。</p>
<p>待遇</p>	<p>(1) 雇用保険の加入はありません。各自のご負担で国民健康保険・国民年金に加入していただきます。 (2) 活動期間中の住居は町が用意し、無償貸与します。ただし、引っ越し費用及び光熱水費等は自己負担になります。 (3) 業務で使用する車両は、自家用車をご用意ください。借上げ料(燃料代含む)として月額30,000円を支給します。 ただし、自家用車は、任意保険に加入(自己負担)し、対人補償は無制限、対物補償は一千万円以上とすることを要件とします。 (4) その他、業務に必要なものについては、予算の範囲内で町が用意します。 (5) 町内で起業される場合は起業支援金(100万円)を受けることもできます。</p>
<p>応募手続</p>	<p>提出書類(提出された書類は返却しません)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募用紙(別紙様式【1】及び【2】) <p>※【2】については用紙サイズA4の任意様式で可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域おこし協力隊へ応募した動機 ●上記の業務概要を実践するために、あなたの経験や能力はどのように活かせるか ●その他、甘楽町で行いたい活動 <p>・住民票抄本(住所・氏名・生年月日・性別がわかるもの)</p> <p>群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161-1 甘楽町 企画課 企画調整係 TEL:0274-74-3133 FAX:0274-74-5813 Eメール:kikaku@town.kanra.lg.jp</p>
<p>選考</p>	<p>(1) 第1次選考(書類選考) 書類選考の上、結果を文書で通知します。</p> <p>(2) 第2次選考(面接) 第1次選考の合格者を対象に甘楽町役場にて面接試験を行います。詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。 なお、第2次選考試験に要する交通費及び宿泊費等は個人負担となります。</p> <p>(3) 最終選考結果の報告 最終結果(内定)は第2次選考終了後に文書で通知します。 ※住民票の移動は必ず委属日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。</p> <p>(4) 着任日 別途協議</p>